地域高規格道路の構造要件の見直しについて

平成15年8月7日長野県道路建設課

地域高規格道路の構造要件の見直しについて(通知)

国土交通省都市・地域整備局都市計画課都市交通調査室長、道路局 企画課道路経済調査室長連名 土木部長あて平成15年5月2日通知

見直し構造規格の主な内容

サービス速度は概ね60km/h以上を確保 車線数は2以上 現道活用可

従来要件との比較

要件項目	従来要件	見直し要件
サービス速度	60~80km/h以上	概ね60km/hでも可
車線数	4車以上	2車以上とする(適宜追越し区間設置)
交 差 方 法	原則立体交差 (一部左折のみ可)	平面交差も可能 (サービ・ス速度概ね60km/h確保可能の場合)
沿道アクセス	禁止、制限	所要のサービス速度が確保できればアクセス コントロールは不要、速度低下要因箇所は副 道設置や右折禁止などのコントロールが必要
歩行者・自転車	進入禁止	安全確保のため、走行空間の構造的な分離により設置可
現道活用	要件無し	現道活用可 現道の一部区間を活用して路線全体として概 ね60 km/h以上のサービス速度を確保